

# 産前産後期間の保険料軽減措置について

令和6年1月から、国の政策である子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、「国民健康保険組合における産前産後期間の保険料の軽減措置の導入」を実施し、被保険者の方が出産した場合に国民健康保険料全額(「医療分」「後期高齢者支援分」「介護分」の保険料)を軽減することといたしました。

## 対象となる方

●令和5年11月1日以降に出産した当組合被保険者の方が対象です。

妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。

## 対象期間

●出産月の前月から4ヶ月間の保険料が免除されます。

多胎妊娠の場合は、出産月の3ヶ月前から6ヶ月間の保険料が免除されます。



## 申請方法

●**免除対象となる全ての月の保険料徴収が完了した後、**

組合から対象となる方が属する第一種組合員へ届出書を郵送いたしますので、申請をお願いします。

※第二種組合員(またはその家族)が対象の場合は別途案内文を郵送いたします。

※保険料の免除は届出後、保険料引落口座へ還付することにより行います。

※母子健康手帳のコピー(出産された方の氏名と分娩日がわかるページ)をお願いする場合があります。

※対象期間内に出産され、喪失された方は当組合へご連絡(045-231-2685)ください。

## 届出先

神奈川県医師国民健康保険組合

〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館4階

TEL:045-231-2685